

H29.12.14版

資料2

2. 発注者支援業務等(各業務の概要)

平成30年度 中部地方整備局 発注者支援業務等の業務分類整理表

業務分類	業務内容	発注方式	業務形態	中立要件		設計共同体	業務実績	資格	業務実施体制 (業務拠点)	配点基準		
				契約前	履行中							
1. 発注者支援業務												
1	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援	総合評価 (1:2) ヒアリング 無	持ち帰り	履行中工事業 者関係者	履行期間中 に工期のある 発注工事	発注者支援 業務等	技術士、1級 土木施工管理 技士等	地整管内	※ 80 (60)		
2	工事監督支援業務	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援		在席								
3	技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援		持ち帰り								
2. 公物管理補助業務												
4	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる	総合評価 (1:2) ヒアリング 無	持ち帰り	占用関係者	-	-	-	-	※ 80 (60)		
5	河川許認可審査支援業務	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援		在席								
6	堰・排水機場等管理支援業務	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検		在席								
7	ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援及び河川巡視支援、河川許認可支援等		在席							履行中工事業 者関係者 (発注者支援業 務付加の場合) 占用関係者 (河川許認可審 査支援業務付 加の場合)	履行期間中に 工期のある発 注工事 (発注者支援業 務付加の場合)
8	道路許認可審査・適正化指導業務 (道路管理事務業務、又は、特殊車 両審査事務業務)	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立合い、特殊車両通行の指導取締り等の支援		在席							業務関連 特定企業	業務関連 特定企業
3. 用地補償総合技術業務												
9	用地補償総合技術業務	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで公共用地交渉等を実施し、損失補償の承諾を得る等	総合評価 (1:2) ヒアリング 無	持ち帰り	被補償者	-	○	用地補償総 合技術業務 等	補償業務管 理者等	地整管内	※ 80 (60)	

注)業務形態

持ち帰り：受注者の社内等において業務を実施
在 席：発注者側庁舎内において業務を実施

※技術評価点は、得点合計を配点合計の満点60点と配点合計80点の比で換算する。

この資料は、中部地方整備局ホームページ
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/>)に掲載します。
場合によっては、内容の変更があります。

平成30発注者支援業務等説明会資料

平成30年度発注者支援業務 「積算技術業務」について

<資料構成>

1. 業務の概要
2. 連絡系統
3. 秘密の保持等
4. 実施方法
5. 業務履行上の留意点
6. 貸与資料
7. 達成目標
8. 報告等、成果品
9. 業務評価

※本資料は、平成30年度 発注者支援業務等の基本的な内容(案)を示した資料であり、個別の業務に関しては必ず入札公告文、説明書等を確認して下さい。

中部地方整備局

1. 積算技術業務の概要①

1. 業務の概要

業務の概要

本業務は、業務発注担当部署（地方整備局等又は事務所等）毎に発注される道路、河川、ダム及び都市公園事業等に関する工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

業務内容

1) 積算に必要な現地調査

積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を书面で業務発注担当部署に提出のうえ、積算に用いる現場条件について業務発注担当部署の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前にその内容を協議の上、行うものとする。

2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

業務発注担当部署より示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工程体系に従うことを原則とする。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

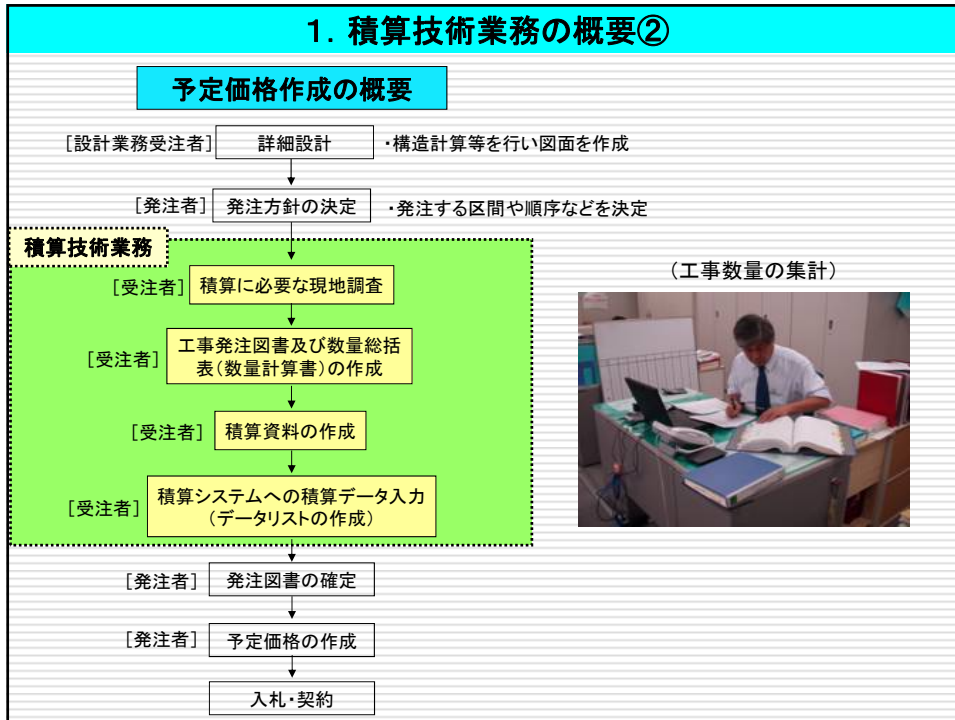
3) 積算資料作成

積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。業務発注担当部署から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

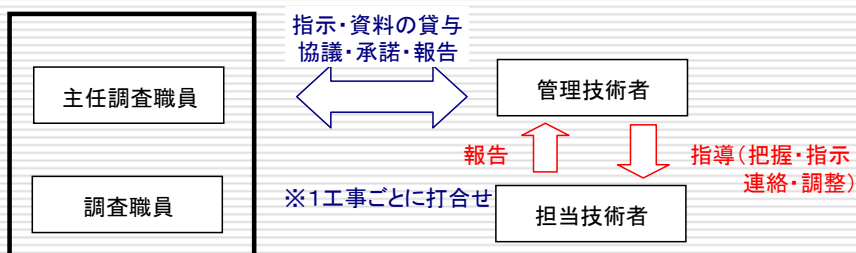
土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び1）から3）の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD等）に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。

1. 積算技術業務の概要②



2. 積算技術業務の連絡系統

2. 連絡系統



- (1) 業務は、1工事ごとの指示により、打合せ・協議のうえ実施するものであり、指示は主任監督員から管理技術者に対して提出期限を付して行われる。
- (2) 担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行うものとする。

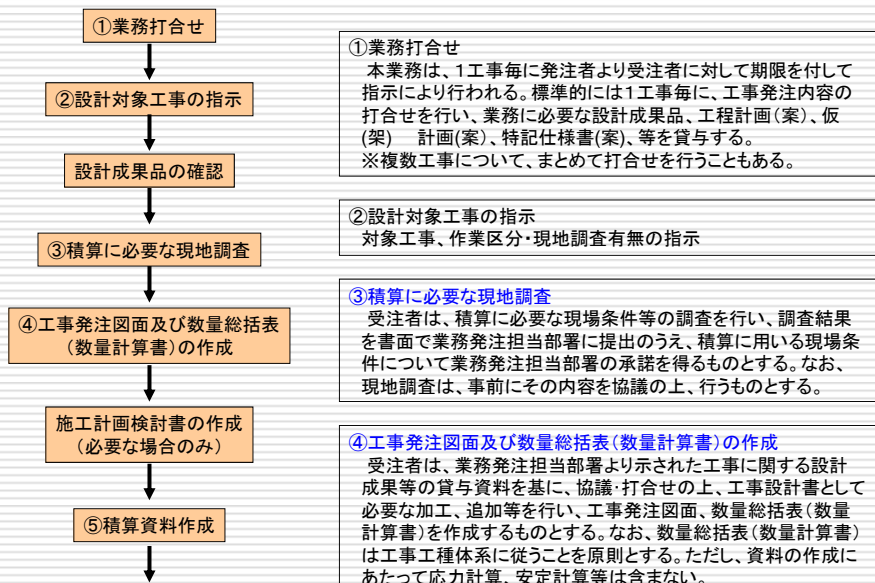
3. 積算技術業務の秘密の保持等

3. 秘密の保持等について

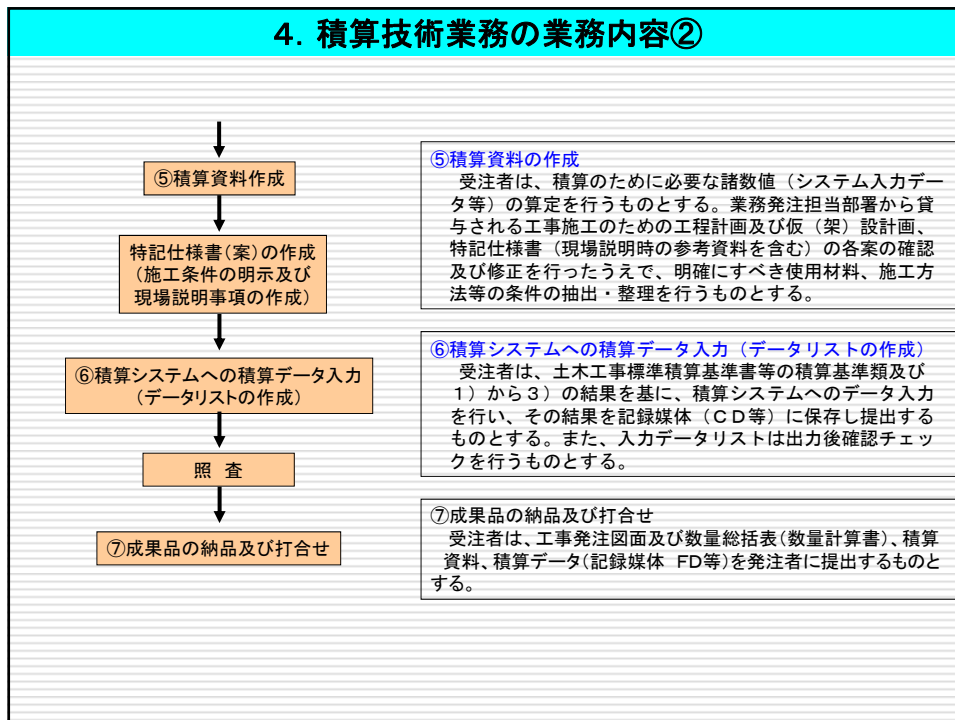
- 1) 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、本業務処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、本業務終了時に、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

4. 積算技術業務の実施方法

4. 従来の実施方法



4. 積算技術業務の業務内容②



5. 積算技術業務の業務履行上の留意点

5. 業務履行上の留意点

- (1) 以下の事項について実施するものとし、これに係る資料の作成及び整理等を行うものとする。
 - a) 設計成果品の内容把握
業務発注担当部署から貸与された設計成果品（報告書）について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握して本業務を履行する。
 - b) 関連工事の把握
業務発注担当部署より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握する。
 - c) 新技術及び特許工法等の把握
新技術（NETIS登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法。（工事材料を含む））が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させるものとする。
なお、指定されている新技術がNETIS登録技術以外の場合は、業務発注担当部署の指示によるものとする。
- (2) 受注者は、業務発注担当部署の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施しなければならない。
- (3) 主な参考基準等
民間事業者は、本条に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、以下の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、本業務を適正に履行する。

土木工事標準積算基準書	設計積算マニュアル（案）
建設機械等損料算定表	工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）
土木工事共通仕様書	工事一時中止に係るガイドライン（案）
土木工事数量算出要領（案）	
土木工事設計積算関係通達集	
設計施工マニュアル（案）	

6. 積算技術業務の貸与資料

6. 貸与資料

- 1) 本業務に必要な以下の資料等は業務発注担当部署が無償で貸与する。
なお、入力システムについては、調査職員の立会のもと、入力システムのインストール及びアンインストールを行うものとする。
ただし、土木工事標準積算基準書、その他業務に必要な一般的な図書は、受注者で準備すること。なお、民間事業者が貸与資料を損傷した場合は、受注者が負担し、業務発注担当部署へ返却するものとする。
 - ① 設計成果
 - a) 設計成果品(報告書) 1式
 - b) 原図(原図もしくは電子データ) 1式
 - c) 縮小図面 1式
 - ② その他
 - a) 入力システム及び市販されていない関連図書 1式
- 2) 入力システムを使用するために必要なパソコンの機能
 - ① 機種: MS-Windows7が動作するPC/AT互換機
 - ② CPU: 1GHz以上の32ビット(x86)プロセッサ
 - ③ メモリ: 1GB以上
 - ④ HDD: OS領域を除いて3.0GB以上の空きが有ること。
 - ⑤ ディスプレイ: 解像度が800×600ドット以上
 - ⑥ OS: MS-Windows7 Professional
- 3) 受注者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに業務発注担当部署へ返却するものとする。

7. 積算技術業務の達成目標

7. 達成目標

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

- (1) 積算に必要な現地調査
業務発注担当部署から貸与された設計成果品(報告書)を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を十分に把握し、適正に実施すること。
- (2) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
設計成果品(報告書)及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表(数量計算書)を適正に作成すること。
- (3) 積算資料作成
「土木工事積算標準基準書」等を十分理解し、適正に実施すること。
- (4) 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)
積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。

8. 積算技術業務における報告等、成果品①

8. 報告等、成果品

(1) 報告等

- ① 受注者は、積算関係資料(積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書(案)、積算データ等)の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月調査職員へ報告するものとする。
- ② 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面(引継事項記載書)で提出するものとする。
 - ・業務実施にあたり留意すべき点(積算上必要となる施工条件等)

(2) 成果品

成果品は以下の通りとする。

- 一 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) 1式
- 二 積算資料1式
- 三 積算データ(記録媒体FD等)
- 四 打合せ記録簿
- 五 引継事項記載書

9. 積算技術業務の業務評価

9. 業務評価

業務発注担当部署は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するものとする。

(1) 業務の執行状況にかかる評価項目

1) 専門技術力

- ① 目的と内容の理解 ～業務主旨の理解
- ② 的確な履行 ～法令・技術基準の知識、業務内容についての判断
- ③ 業務目的の達成度 ～必要事項の記載、的確な取りまとめ

2) 管理技術力

- ① 業務実施体制の的確性
- ② 打ち合わせの理解度
- ③ 指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢 …責任感、積極性、倫理観

(2) 業務執行上の過失等にかかる評価項目

- 1) 業務執行上の過失
- 2) 中立性、公平性に係る過失
- 3) 守秘性に係る過失
- 4) 事故等
- 5) 損害賠償

業務の目標達成状況の評価については、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け、国官技第360号)及び「委託業務等成績評定要領の運用について」(平成23年3月28日付け、国官技第361号)に基づき評価する。

※「地方整備局委託業務等成績評定要領」及び「委託業務等成績評定要領の運用について」は、国土交通省ホームページの次のURLに掲載されています。

URL: <http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>

項目別評定点

		業務系	
		業務評定・管理技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	点 / 点
	打ち合わせの理解度	点 / 点	点 / 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	点 / 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点 / 点	点 / 点
評定点の小計 (注)		点 / 点	点 / 点
業務執行に係る過失に伴う減点		0	点
事故等による減点		0	点
知識更新又は報告回数による減点		0	点
その他 ()		0	点
総合評定点		100 点 / 100点	100 点 / 100点

(注) 評定点の小計は、小減点一位を四捨五入し算定とする。

この資料は、中部地方整備局ホームページ
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/>)に掲載します。
場合によっては、内容の変更があります。

平成30年度発注者支援業務 「工事監督支援業務」について

<資料構成>

1. 業務の概要
2. 連絡系統
3. 秘密の保持等
4. 業務実施の達成目標
5. 達成目標
6. 受注者に使用させることができる国有財産に関する事項
7. 報告、成果品
8. 業務評価

※本資料は、平成30年度 発注者支援業務等の基本的な内容(案)を示した資料であり、個別の業務に関しては必ず入札公告文、説明書等を確認して下さい。

中部地方整備局

1. 工事監督支援業務の概要①

1. 業務の概要

業務の概要

本業務は、業務発注担当部署(地方整備局等又は事務所等)毎に発注される道路、河川、ダム及び都市公園等に関する工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

業務内容

1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

① 設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成

工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、提出するものとする。

② 工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合

工事受注者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。

③ 現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成

次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。

a) 設計図書、現場説明事項書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しない場合。

b) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。

c) 設計図書の表示が明確でない場合。

d) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。

e) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。

f) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

④ その他工事変更等に必要な資料作成など

工事の設計変更若しくは契約担当等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)作成を行い、提出するものとする。

1. 工事監督支援業務の概要②

2) 請負工事の施工状況の照合等

① 使用材料について設計図書と照合

使用材料(支給材料等を含む)についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

② 施工状況について設計図書と照合

施工状況(段階確認)についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

③ 施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の確認

施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。

不可視部分や重要構造物の確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

4) 工事検査等への臨場

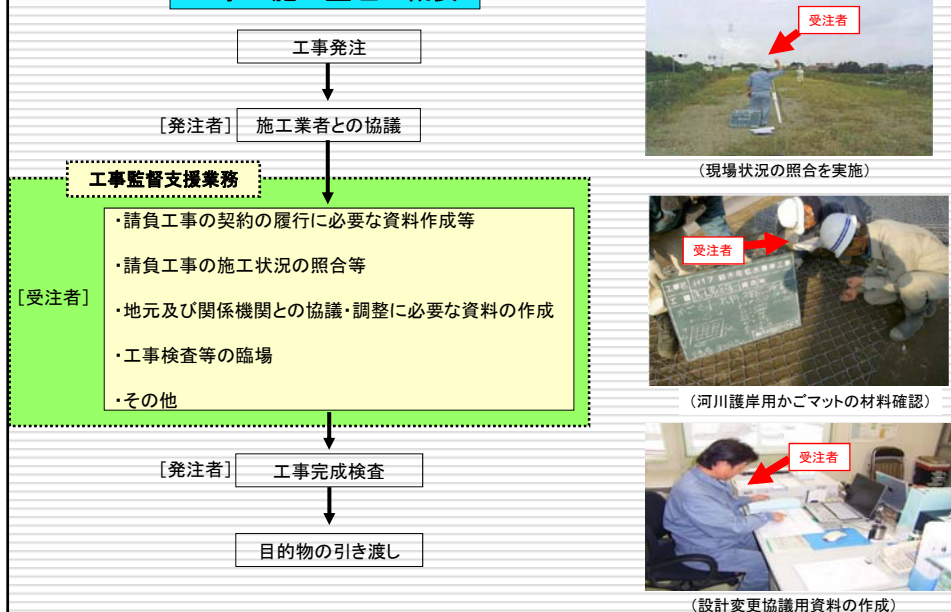
調査職員の指示に従い、調査職員のもと、中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査(完済部分検査を含む)、完成検査等に臨場するものとする。

5) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

1. 工事監督支援業務の概要③

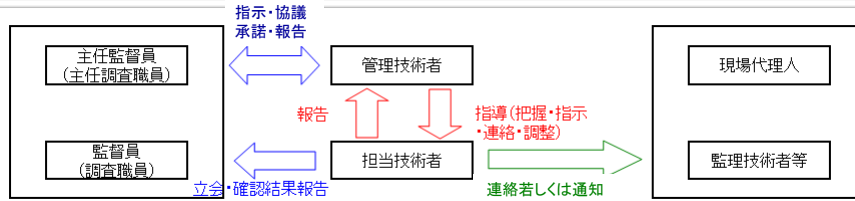
工事の施工監理の概要



2. 工事監督支援業務の連絡系統

2. 連絡系統

※工事監督支援業務の調査職員と工事の主任監督員は同一である。



(1) 指示及び承諾行為は受注者の代表者(以下「管理技術者」という)に対して行うため、実施する作業員(以下「担当技術者」という)は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

(2) 担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

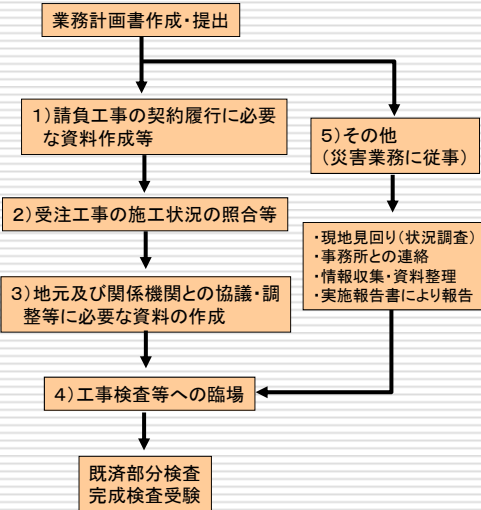
3. 工事監督支援業務の秘密の保持等

3. 秘密の保持等について

- 1) 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、本業務処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、本業務終了時に、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

4. 工事監督支援業務の実施方法①

4. 従来の実施方法



1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

①設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成

工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、提出するものとする。

②工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合

工事受注者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。

③現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成

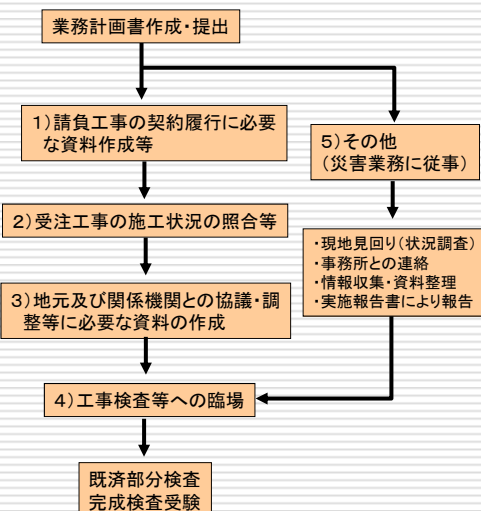
次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。

- 設計図書、現場説明事項書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しない場合。
- 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- 設計図書の表示が明確でない場合。
- 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
- 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

④その他工事変更等に必要な資料作成など

工事の設計変更若しくは契約担当官等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)作成を行い、提出するものとする。

4. 工事監督支援業務の実施方法②



2) 請負工事の施工状況の照合等

①使用材料について設計図書と照合

使用材料(支給材料等を含む)についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

②施工状況について設計図書と照合

施工状況(段階確認)についての設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

③施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の確認

施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。

不可視部分や重要構造物の確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

③) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。

④) 工事検査等への臨場

調査職員の指示に従い、調査職員のもと、中間技術検査、技術検査を併行し既済部分検査(完済部分検査を含む)、完成検査等に臨場するものとする。

⑤) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

5. 工事監督支援業務の達成目標

5. 達成すべき目標

業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

- (1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。
- (2) 請負工事の施工状況の照合等
 - 1) 業務の実施にあたっては、「土木工事監督技術基準（案）」等を十分理解し、適正に実施すること。
 - 2) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - 3) 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
 - 4) 担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。
- (3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。
- (4) 工事検査等への臨場
中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（完済部分検査を含む）、完成検査等に臨場すること。
- (5) その他
業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

6. 工事監督支援業務の受注者に使用させることができる 国有財産に関する事項

6. 発注者に使用させることができる国有財産に関する事項

業務の実施場所は各業務発注担当部署における庁舎等の状況により、個別に発注単位毎に設定する。業務発注担当部署は業務委託契約書に準じて契約を行うこととし、庁舎内で業務を実施する際には下記条項を適用する。

- (1) 受注者は、業務発注担当部署との貸借契約に基づき、庁舎等を無償で使用することができる。
- (2) 上記（1）の使用に際し、受注者が負担する光熱費等については、業務発注担当部署と受注者とが協議して定めるものとする。
- (3) 受注者は、業務発注担当部署から貸与された庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (4) 受注者は、故意又は過失により庁舎等が滅失又はき損したときは、業務発注担当部署の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は業務発注担当部署と受注者とが協議して定めるものとする。

7. 工事監督支援業務の報告、成果品

7. 報告、成果品

(1) 報告

受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に毎月にとりまとめて書面で提出するものとする。

- 一 実施した業務の内容
- 二 その他必要事項

業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面（引継事項記載書）で提出するものとする。

- ・業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）
- ・業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

(2) 成果品

作成した業務報告書及び引継事項記載書

8. 工事監督支援業務の業務評価

8. 業務評価

業務発注担当部署は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するものとする。

(1) 業務の執行状況にかかる評価項目

1) 専門技術力

- ① 目的と内容の理解 ～業務主旨の理解
- ② 的確な履行 ～法令・技術基準の知識、業務内容についての判断
- ③ 業務目的の達成度 ～必要事項の記載、的確な取りまとめ

2) 管理技術力

- ① 業務実施体制の的確性
- ② 打ち合わせの理解度
- ③ 指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢 …責任感、積極性、倫理観

(2) 業務執行上の過失等にかかる評価項目

- 1) 業務執行上の過失
- 2) 中立性、公平性に係る過失
- 3) 守秘性に係る過失
- 4) 事故等
- 5) 損害賠償

業務の目標達成状況の評価については、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け、国官技第360号）及び「委託業務等成績評定要領の運用について」（平成23年3月28日付け、国官技第361号）に基づき評価する。

※「地方整備局委託業務等成績評定要領」及び「委託業務等成績評定要領の運用について」は、国土交通省ホームページの次のURLに掲載されています。

URL: <http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>

項目別評定点

項目	業務評定・管理技術者		担当技術者	
	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	打ち合わせの理解度	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	点 / 点	点 / 点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観の視点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
評定法の小計（計）	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
業務執行に係る過失に伴う減点	0	点		
事故等による減点	0	点		
取組姿勢又は取組態度による減点	0	点		
その他（ ）	0	点		
総合評定点	100	点 / 100点	100	点 / 100点

注) 評定点の小計は、中取第一号を四捨五入し整数とする。

この資料は、中部地方整備局ホームページ
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/>)に掲載します。
場合によっては、内容の変更があります。

平成30発注者支援業務等説明会資料

平成30年度発注者支援業務

「技術審査業務」について

<資料構成>

1. 業務の概要
2. 連絡系統
3. 秘密の保持等
4. 具体的な業務内容
5. 業務の達成目標
6. 報告、成果品
7. 業務評価

※本資料は、平成30年度 発注者支援業務等の基本的な内容(案)を示した資料であり、個別の業務に関しては必ず入札公告文、説明書等を確認して下さい。

中部地方整備局

1. 技術審査業務の概要①

1. 業務の概要

業務の概要

本業務は、公共工事の品質確保を目的として業務発注担当部署（地方整備局等又は事務所等）毎に発注手続きが行われる道路、河川、ダム及び都市公園等に関する総合評価落札方式による工事発注において、工事発注資料（公告文（案）、入札説明書（案））作成、及び工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行うことを目的とする業務である。

業務内容

1) 工事発注資料の作成

業務発注担当部署から示された様式、条件及び資料を基に次の資料を作成するものとする。

- ①一般競争入札方式により発注する工事における公告文（案）及び入札説明書（案）
- ②工事希望型競争入札方式により発注する工事における競争参加資格確認申請書等提出要請書（案）

2) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理

①現地調査

業務の対象となる工事の現場状況を把握するために現地調査を実施し、調査により確認された現地状況等を写真・図面とともに整理するものとする。

②競争参加資格の確認・整理

a) 競争参加資格の確認・整理

業務発注担当部署が発注を予定している工事に関し、業務発注担当部署から指示する条件及び貸与資料に基づき、次の資料の確認を行い、その適否を根拠資料とともに一覧表として整理するものとする。

- ・企業同種工事の実績等確認
企業同種工事の実績、配置予定技術者の資格及び同種工事の実績等

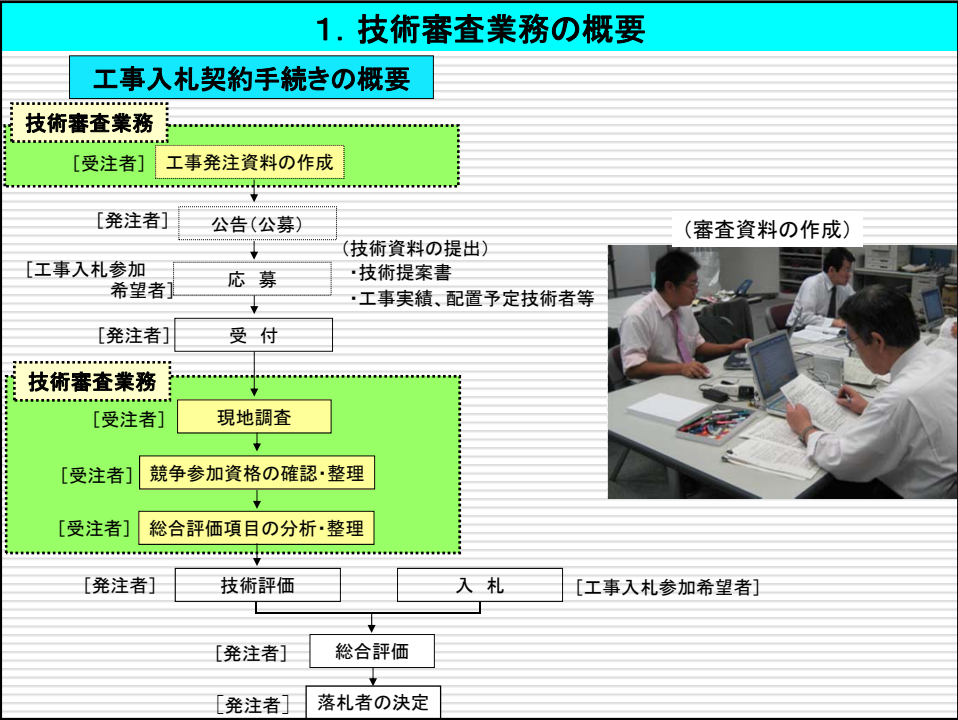
・一般競争参加資格等確認

一般競争参加資格、予算決算及び会計令（以下「予決算」という。）第70条・第71条規定の該当の有無、会社更生法に基づく更正手続開始の申し立ての有無、指名停止措置の有無、警察当局からの排除要請の有無及び本支店・営業店の所在地等

1. 技術審査業務の概要②

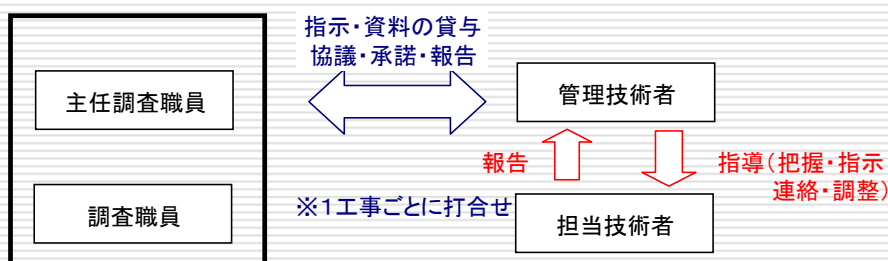
b) 総合評価項目の分析・整理
 業務発注担当部署が発注する工事に関し、総合評価に関わる資料について内容の確認を行い、記載事項の妥当性、工事履行の信頼性等について、業務発注担当部署から指示された条件に基づき、分析・整理を行うものとする。
 上記分析・整理の結果を踏まえて次の資料を作成するものとする。

- ・各工事の工事入札参加者の技術提案及び施工計画について、個別提案項目毎に分析した結果を簡潔にとりまとめ一覧表に整理したもの及びその根拠資料。
- ・技術提案及び施工計画を含む全ての評価項目について、分析した結果を簡潔にとりまとめ一覧表に整理したもの及びその根拠資料
 なお、調査職員からヒアリングによる情報が提供された場合は、これを上記の資料作成に反映させるものとする。
- ・ヒアリングに向けた確認事項の整理
 業務発注担当部署が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、競争参加資格確認申請書等の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理を行うものとする。



2. 技術審査業務の連絡系統

2. 連絡系統



- (1) 業務は、審査対象1工事ごとの指示により、打合せ・協議のうえ実施するものであり、指示は主任監督員から管理技術者に対して提出期限を付して行われる。
- (2) 担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行うものとする。

3. 技術審査業務の秘密の保持等

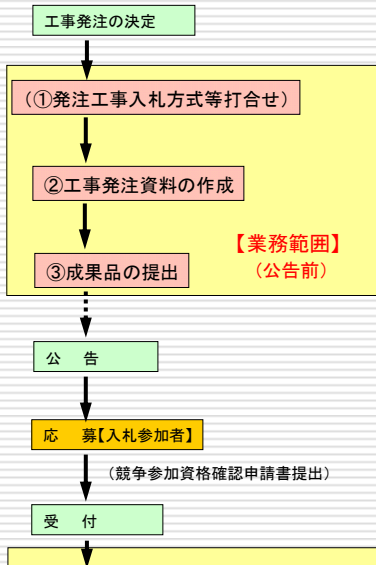
3. 秘密の保持等について

- 1) 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、本業務処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、本業務終了時に、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

4. 技術審査業務の具体的な業務内容①

4. 工事入札契約の一般的な流れと具体的な業務内容

工事入札契約の手続きの流れと業務範囲

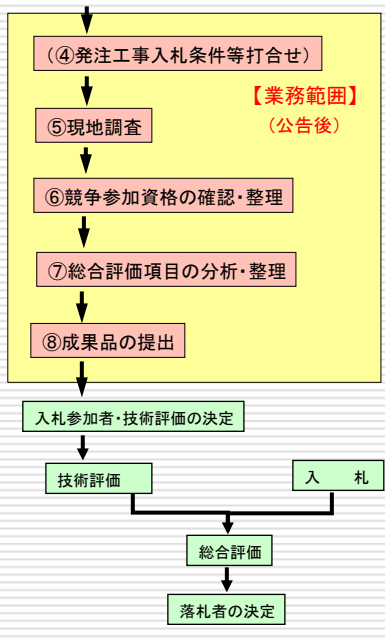


①発注工事入札方式等打合せ
業務は審査対象1工事毎に発注者より受注者に対して期限を付して指示により行われる。
公告前の業務に関しては、入札方式、必要な条件、資料、様式等について打合せ及び貸与を受けて、業務を実施する。
※複数工事について、まとめて打合せを行うこともある。

②工事発注資料の作成
発注者より示された様式、条件及び資料を基に以下の資料を作成する。
1) 一般競争入札方式により発注する工事における公告文(案)及び入札説明書(案)
2) 工事希望型競争入札方式により発注する工事における競争参加資格確認申請書等提出要請書(案)

③成果品の提出
受注者は、②により作成した公告文(案)及び入札説明書、又は競争参加資格確認申請書等提出要請書(案)について、提出するものとする。
※業務完了前であっても指定された期日までに提出すること。

4. 技術審査業務の具体的な業務内容②

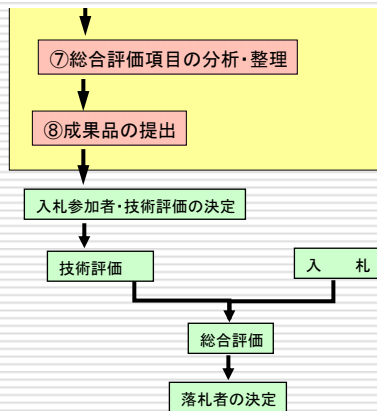


④発注工事入札条件等打合せ
業務は審査対象1工事毎に発注者より受注者に対して期限を付して指示により行われる。
公告後の業務に関しては、参加資格要件等の入札条件等についての打合せ及び、確認・整理を行う資料の貸与を受けて、業務を実施する。
※複数工事について、まとめて打合せを行うこともある。また、公告前の打合せと合わせて実施する場合がある。

⑤現地調査
業務の対象となる工事の現場状況を把握するための現地調査を実施し、調査により確認された現地状況等を写真・図面とともに整理するものとする。
※現地調査の実施については発注者の指示により行うものとする。

⑥競争参加資格の確認・整理
発注を予定している工事に関し、発注者から指示するより条件及び貸与資料に基づき、次の確認を行い、その適否を根拠資料とともに一覧表に整理する。
・**企業の同種工事の実績等確認**
企業の同種工事の実績、配置予定技術者の資格及び同種工事の実績等
・**一般競争参加資格等確認**
一般競争参加資格、予算決算及び会計令第70条・第71条規定の該当の有無、会社更生法に基づく更生手続開始の申立の有無、指名停止措置の有無、警察当局からの排除要請の有無、及び本支店・営業所の所在地等

4. 技術審査業務の具体的な業務内容③



⑦総合評価項目の分析・整理

発注する工事に関し、総合評価に関わる資料について内容の確認を行い、記載事項の妥当性、工事履行の信頼性等について、発注者より指示された条件に基づき、分析・整理を行う。上記分析・整理の結果を踏まえて次の資料を作成する。

- ・貸与された確認・整理を行う資料の技術提案及び施工計画について、個別提案項目ごとに分析した結果を簡潔にとりまとめ一覧表に整理したもの、及びその根拠資料
- ・技術提案及び施工計画を含む全ての評価項目について、分析した結果を簡潔にとりまとめ一覧表に整理したものと及びその根拠資料
- ・ヒアリングに向けた確認事項の整理
発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、競争参加資格確認申請等の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理を行う。

⑧成果品の提出

受注者は、⑤⑥⑦により作成した競争参加資格確認申請書等の分析・整理資料等を提出する。

※業務完了前であっても指定された期日までに提出すること。

5. 技術審査業務の業務実施の達成目標

5. 達成すべき目標

業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

(1) 工事発注資料の作成

指定された業務内容を実施し、発注者から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。

(2) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理

1) 現地調査

指定された業務内容を実施し、現地調査における着眼点、調査内容、調査結果が、工事特性を整理するために的確なものであること。

2) 競争参加資格の確認・整理

指定された業務内容を実施し、競争参加資格確認のための確認項目が網羅され的確に確認されていること。また、確認項目の適否の判断結果について根拠資料を含め明瞭に整理されていること。

(3) 総合評価項目の分析・整理

指定された業務内容を実施し、工事の入札参加者が提出した競争参加資格確認申請書等について、工事施工における専門技術力を発揮するとともに、工事の特性に応じた技術基準等に基づき的確に分析されていること。

また、分析した結果について根拠資料を含め明瞭に整理されているとともに、発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて確認が必要な事項についても、同様に明瞭に整理されていること。

6. 技術審査業務における報告、成果品①

6. 報告、成果品

(1) 報告

受注者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

- ①実施した業務の内容
- ②その他必要事項

(2) 成果品

成果品は以下の通りとする。

- ①工事発注資料
- ②競争参加資格確認申請書等の分析・整理資料
- ③その他調査職員が指示した資料

7. 技術審査業務の業務評価

7. 業務評価

業務発注担当部署は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するものとする。

(1) 業務の執行状況にかかる評価項目

1) 専門技術力

- ①目的と内容の理解 ～業務主旨の理解
- ②的確な履行 ～法令・技術基準の知識、業務内容についての判断
- ③業務目的の達成度 ～必要事項の記載、的確な取りまとめ

2) 管理技術力

- ①業務実施体制の的確性
- ②打ち合わせの理解度
- ③指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢 …責任感、積極性、倫理観

(2) 業務執行上の過失等にかかる評価項目

- 1) 業務執行上の過失
- 2) 中立性、公平性に係る過失
- 3) 守秘性に係る過失
- 4) 事故等
- 5) 損害賠償

業務の目標達成状況の評価については、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け、国官技第360号）及び「委託業務等成績評定要領の運用について」（平成23年3月28日付け、国官技第361号）に基づき評価する。

※「地方整備局委託業務等成績評定要領」及び「委託業務等成績評定要領の運用について」は、国土交通省ホームページの次のURLに掲載されています。

URL: <http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>

項目別評定点

		業務評定・管理技術者		担当技術者	
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	打ち合わせの理解度	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の観点	点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
評定点の小計（注）		点 / 点	点 / 点	点 / 点	点 / 点
業務執行に係る過失に伴う減点		0 点		0 点	
事故等による減点		0 点		0 点	
取組姿勢又は損害賠償による減点		0 点		0 点	
その他（ ）		0 点		0 点	
総合評定点		100 点 / 100点		100 点 / 100点	

注）評定点の小計は、不取組一位を初段と入力し算定する。

平成30年度 公物管理補助業務(河川関係)

中部地方整備局

1

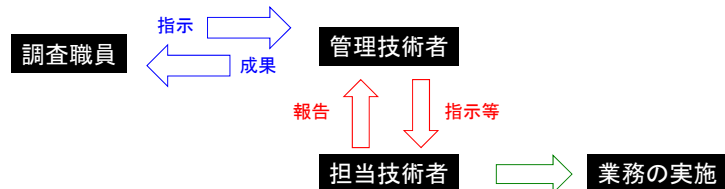
公物管理補助業務の概要

- ・公物管理補助業務(河川関係)の業務内容
 - 河川巡視支援業務
 - 河川許認可審査支援業務
 - ダム管理支援業務
 - 堰・排水機場等管理支援業務

2

公物管理補助業務(河川関係)の業務内容

1. 公物管理業務の連絡系統



担当技術者は管理技術者の管理下において業務を行う。
 管理技術者は調査職員と打合せを行い、その内容をその都度打合せ記録簿に記載し相互に確認しなければならない。

管理技術者の業務

- ・調査職員との連絡調整
- 調査職員との打合せ
- 調査職員との協議・報告
- ・業務全般に関わる技術的事項の把握
- ・業務全般における技術上・管理上の指導監督

担当技術者の業務

- ・管理技術者への連絡・報告
- ・河川巡視支援業務の実施
- ・河川許認可審査支援業務の実施
- ・ダム管理支援業務の実施
- ・堰・排水機場等管理支援業務の実施

3

河川巡視支援業務

業務の目的・必要性

「河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、洪水・高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう適正に行わなければならない。（河川法第1条、第2条抜粋）」と定められています。

河川を常時良好に保つための1つの手段として河川巡視を実施

・河川巡視員

- 違法行為の発見
- 河川空間の利用状況の確認
- 施設の維持管理状況の確認
- 自然環境の状況の確認

河川の異常
↓
適切な措置

不適切な管理

洪水の安全な
流下に支障を
及ぼす

重大な
水害に
つながる

社会的な問題、
損害賠償、管
理瑕疵に発展

流域住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します。

4

「河川巡視支援業務」の業務内容

業務の具体的内容

本業務は、河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を定期的に巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常及び不法占用等の状況を正確に報告・記録するとともに、臨機な処置を講ずるものです。

巡視はパトロールカーからの目視を基本とし、必要に応じて徒歩またはボートにより行います。

違法行為の発見

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ、汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

施設の状況の確認

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

空間利用状況の確認

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ラジコン・モトクロス等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

自然環境の状況の確認

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況 等

異常の事例



「河川巡視支援業務」の業務内容

2. 河川巡視の具体的な業務内容①

- (1) 担当技術者は、管理技術者の指示のもと、河川管理に必要な情報等を把握し、把握した異常や河川法に関する不法行為等に対して必要な処置(5)(後述)を講ずるとともに、河川管理に必要な情報及び資料を収集するものとする。
- (2) 担当技術者は、河川管理の一環として定期的・計画的に巡視区域の異常や変化、利用状況、不法占用等の発見・把握、情報収集、適宜の処置を行うものであり、管理技術者は、調査職員が指示する年間の河川巡視計画書及び月間河川巡視計画書に基づき、担当技術者を指揮し巡視を行わせるものとする。
- (3) 河川巡視には、定期的に巡視区域内を車両により巡視する一般巡視のほか堤防や護岸、樋門樋管や不法行為など対象を特定し、より詳細に巡視する目的別巡視とがある。一般巡視は車両を用いて車上から実施することを標準とし、目的別巡視では対象に応じて、加えて徒歩や船舶を用いて実施する場合がある。
- (4) 河川巡視の際の具体的実施内容
 - ①河川区域等における違法行為の発見及び報告
 - ②河川管理施設及び許可工作物の維持管理状況の把握
 - ③河川空間の利用に関わる情報収集
 - ④河川の自然環境に関わる情報収集

「河川巡視支援業務」の業務内容

2. 河川巡視の具体的な業務内容②

- (5) 担当技術者は、巡視中に上記(4)①～④に関する異常な状況等を認めた場合は、現場で次に掲げる処置を講じなければならない。
- ① 現状を撮影するとともに、異常な状況の位置、内容、始期及び経過、違反行為者の氏名・住所(確認できる範囲で)等を調査し記録するものとする。
 - ② 違反や異常な状況等が重大であるなど、是正等が緊急を要する場合などにおいては、直ちに、無線等により調査職員や管理技術者に連絡し、管理技術者の指示を受けた上で、その場で口頭で注意等を伝えるか、書面による配付ないしは提示、是正を行うものとする。
- (6) 巡視結果の記録・報告
- ① 担当技術者は、上記(4)①～④に記載した内容について異常な状況等の把握を行い、巡視終了後速やかに管理技術者に報告するとともに併せて調査職員へ報告するものとする。
 - ② 担当技術者は、後から調査職員が、迅速な河川監理行為の判断を下せるよう、問題箇所に関する正確な状況を記録、報告する。
 - ③ 担当技術者は、河川巡視の記録、報告等にあたっては、デジタルカメラや携帯端末等を積極的に活用し、二次利用が容易な電子情報を主体とした記録方法による正確で迅速な報告に努める。
 - ④ 担当技術者は、違反や異常な状況等が重大であるなど、是正等が緊急を要する場合などにおいては、調査職員が、迅速、正確に河川管理行為を行えるよう、直ちに、無線等により調査職員に状況を報告する。
- (7) 巡視車両等
巡視に用いる車両や船舶は、発注者が賞与することを原則とするが、その場合、受注者は巡視車両及び巡視船舶の運行と日常管理とを行うものとする。

7

「河川巡視支援業務」の業務内容

2. 河川巡視の具体的な業務内容③

- (8) 管理技術者は、上記業務において、担当技術者等から報告を受けた場合は、遅滞なく調査職員に報告すること。
- (9) その他(必要に応じて付随する)
- ① 巡視区域に「海岸保全区域」、「砂防指定地・地すべり防止区域」が含まれる、若しくはそれらの区域単独で発注される巡視業務もある。なお、その場合の業務内容等については、海岸及び砂防に関する業務内容等に読み替えるものとする。
 - ② 出水時並びに災害や事故の発生時などには、休日、夜間を問わず調査職員から管理技術者に業務を指示する場合がある。
 - ③ 河川巡視の結果必要となった、違法行為を排除するための外部機関(警察、公共団体等)との調整補助。
 - ④ 河川法等に基づき河川管理者(調査職員)が行う許認可等の審査、指導の支援。
 - ⑤ 「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」(平成24年5月国土交通省河川局)等に基づく点検。
 - ⑥ その他河川管理上必要な支援等

※その他河川管理上必要な支援等の例

- 河川管理に関する広報資料の作成支援
- 河川カルテの作成支援
- 河川現況台帳やその他の河川管理施設に関する各種台帳整理の支援
- その他河川管理に必要な資料作成の支援 等

8

「河川巡視支援業務」の業務実施の達成目標

3. 達成すべき目標(実施要項 1.2.1)

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

(1) 河川巡視の際の具体的内容

河川巡視の際には、河川法で規定されている違法行為の発見、河川や河川管理施設、許可工作物の状況の把握、変状の発見、把握、河川空間の利用に関わる情報の収集、河川の自然環境に関わる情報の収集等を目視レベルで適正に実施すること。

(2) 河川巡視中に現場で講ずる処置

河川巡視中に、違法行為や、河川や工作物の変状、特筆すべき事象等を発見した際には、現状の撮影、状況の概要の把握、違法行為者等への注意、管理技術者を通しての調査職員からの指示の履行、注意喚起ビラの配布、掲示等を適正に実施すること。

(3) 河川巡視結果の記録、報告

河川巡視中に発見や把握を行った事項、現場で処置を講じた事項等については、電子情報を主体として記録し、正確で迅速な報告に努める。緊急性が高いと判断される内容については、無線等により調査職員へ報告するなど、適正に実施すること。

9

河川許認可審査支援業務

業務の目的

河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、整理、受付、審査の支援を実施します。

業務の具体的な内容

各種申請書類の受領、審査及び実施状況の確認



申請書類について、河川関係法令等に基づく、審査及び実施状況の確認

河川法23条(水利使用許可)

- 流水の量的使用(水利権)、水面の使用
- 水利施設等の審査及び確認

河川法24、26条(河川の占用、工作物設置の許可)

- 公園、広場、運動場等の面的利用
- ダム、堰、揚水樋管、揚水機場等の水利施設
- 橋梁、上下水道管、電線、排水施設 等

河川法25、27条(土石等の採取、掘削等)

- 砂利採取、竹木の採取等の許可
- 土地の形状の変更

河川法20条(河川管理のための工事)

- 河川工事の申請受付、審査、書類整理

河川現況台帳等の補正・整備



河川現況台帳、付図、水利台帳、不法占用台帳、構造物台帳等の記載、修正、整理 等

苦情申し立て等に係る現地立会



不法占用、不法取水、放置車両等についての現地状況の把握

境界明示、確定に係る立会、審査等



河川区域と民地との境界について、地元地権者と現地立会を行い、境界の調査

10

「河川許認可審査支援業務」の業務内容

2. 河川許認可審査支援の具体的な業務内容①

(1) 河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、受付、事前整理、審査(形式、内容)の支援を行うものであり、「申請書の添付図書」にもとづいて、次の業務支援を行うものである。

- ①事前協議
- ②申請書の受付
- ③形式審査
- ④内容審査
- ⑤申請許可処分後における書類整理
- ⑥台帳整理
- ⑦申請許可処分後における状況確認
- ⑧占用期間の更新許可に関する支援

(2) 河川現況台帳(法定台帳)・付図等の補正及び整備については、許可処分後の整理事項を台帳・付図等に記載・削除等の整理の業務支援を行う。

11

「河川許認可審査支援業務」の業務内容

2. 河川許認可審査支援の具体的な業務内容②

(3) その他(必要に応じ附随する)

- ① 海岸保全区域に係る海岸法等の関係諸法令等に基づき海岸管理者が行う許認可等の審査・指導の支援。
- ② 出水時等における業務に関する支援
出水時等には河川・ダム管理に関するデータの収集や外部からの連絡を記録し、調査職員へ報告する。又、調査職員の指示等を関係機関等へ連絡する。
- ③ 以下に関する業務において、資料作成及び必要に応じて現地確認等を行い、作成した資料等を調査職員に報告する。
 - ・樋門操作実績等に関する資料の作成、整理
 - ・河川管理施設台帳等の補正や作成
 - ・河川管理に関する関係機関との協議資料等の作成
 - ・苦情申し立てや問い合わせ等の対応、現地確認
 - ・河川及び海岸の不正使用、不法占用の事実確認のための現地確認
 - ・河川境界明示、確定に係わる書類の事前整理及び現地確認
 - ・業務発注担当部署が実施する広報活動等に関する準備、協力
 - ・工作物の点検等に関する管理者との調整、是正指導の支援

12

「河川許認可審査支援業務」の業務実施の達成目標

3. 達成すべき目標(実施要項 1.2.1)

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

- (1) 関係諸法令等に則った審査支援の実施
各種申請書類・届出の内容を確認し、申請内容が関係諸法令に則り、河川管理に支障が無いが審査を行えるよう判断材料の提供を行う。
処理に通常要すべき標準的な期間内に手続きを終えられるよう実施する。
- (2) 現地調査による周辺状況や課題等の把握
各種申請書類・届出等を参考に、現地調査を実施し、申請内容等に係る必要性や妥当性、的確性、河川及び海岸管理上の課題等を把握する。
- (3) 河川現況台帳等に関連する資料の修正、整理の実施
許可処分に伴い必要となった既存資料の補正等を適宜実施する。

13

ダム管理支援業務

業務の目的

河川法第14条・特定多目的ダム法第31条に基づく操作等の適切な実施

業務の必要性

ダムの管理は、治水事業における国民の生命、財産を保護する重要な使命を担っています。

操作時の高い信頼性が必要

不適切な管理

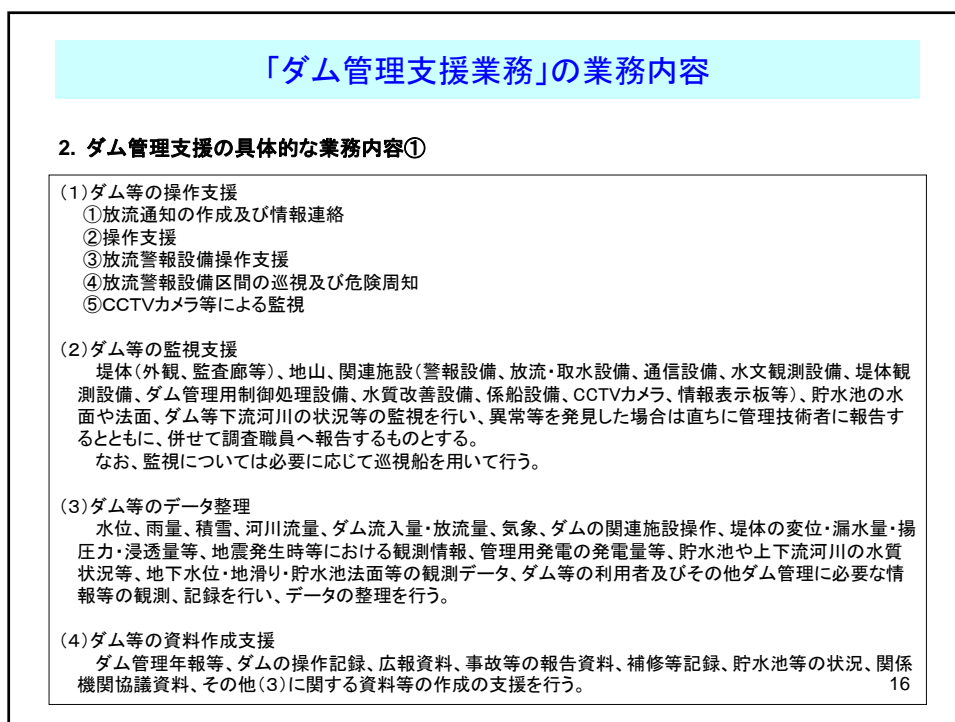
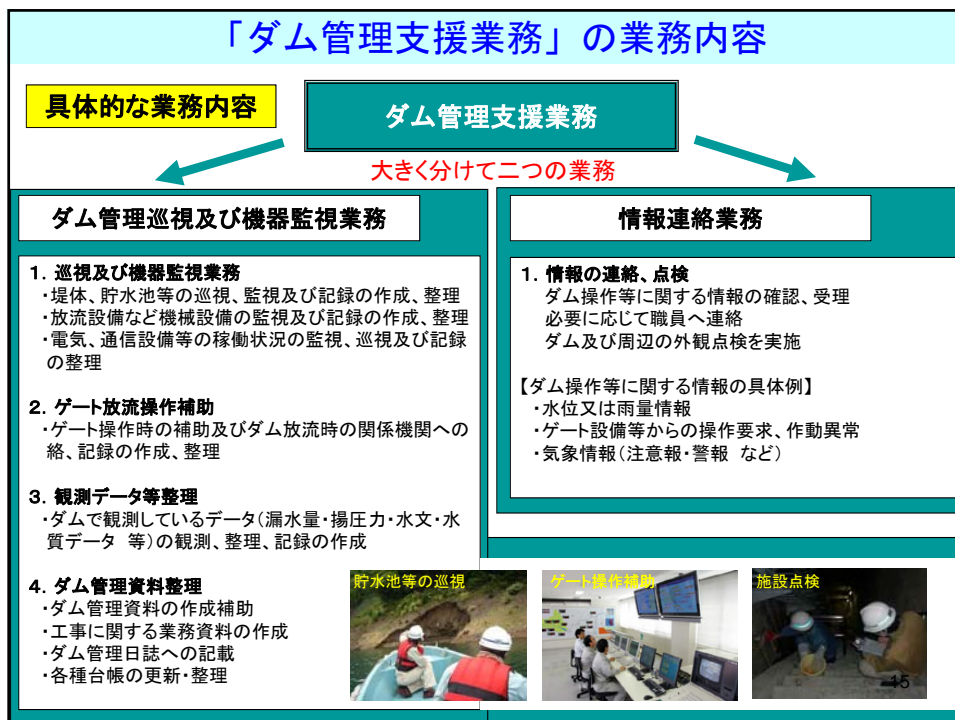
重大な水害につながる

社会問題、損害賠償、管理瑕疵に発展

平常時における適切な日常管理

出水時におけるダム諸量等データ監視、安全巡視、情報連絡

下流住民に対して、安全で安心できる暮らしを提供します¹⁴



「ダム管理支援業務」の業務内容

2. ダム管理支援の具体的な業務内容②

- (5) その他施設等管理支援
- ① ダム等の見学者及び利用者への案内、説明等
 - ② 流木等無償配布への案内、受付等
 - ③ 広報、行事等の実施
 - ④ 水質改善施設の運転管理等
 - ⑤ 貯水池及び庁舎周辺等におけるゴミ回収、清掃、草刈等
- (6) 勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務
勤務時間外において以下の項目を実施する。なお、異常等を確認した場合は、速やかに管理技術者へ報告するとともに、併せて調査職員へ報告するものとする。
- ① ダム等の異常発見等の通報
 - ② 電話、来訪者、郵便等の対応
 - ③ 地震時の情報の連絡
 - ④ 降雨並びに洪水に関する注意報、警報等の情報連絡
 - ⑤ 庁舎の安全確認等
- (7) 巡視・監視等
巡視・監視に船舶を用いる場合は、業務発注担当部署毎に貸与することを原則とするが、その場合、受注者は船舶の運航と日常管理を行うものとする。

17

「ダム管理支援業務」の業務内容

2. ダム管理支援の具体的な業務内容③

- (8) その他(必要に応じ付随する)
- ① 河川巡視の支援に関する業務
 - ② 工事監督の支援に関する業務
 - ③ 河川法等に基づき河川管理者が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務
 - ④ 堰管理の支援に関する業務
 - ⑤ 積算に関する業務
 - ⑥ 技術審査に関する業務

18

「ダム管理支援業務」の業務実施の達成目標

3. 達成目標(実施要項 1.2.1)

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

- (1)ダム等の操作支援
 - ・河川法等の関係法規の熟知に加え、各対象施設の状況を十分理解した上で、各対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、調査職員に速やかに報告すること。
 - ・操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。また、管理技術者を通して、調査職員との情報連絡を適正に実施すること。
- (2)ダム等の監視支援
 - ・各対象施設の機能、構造、状況等を十分理解した上で、目視等による監視を適正に実施すること。また、異常を発見した場合には、調査職員に速やかに報告すること。
- (3)ダム等のデータ整理
 - ・各対象のデータについて不足無いよう収集を行い、定められた様式等により適正な整理を実施すること。
- (4)ダム等の資料作成支援
 - ・各作成資料において、資料の主旨と内容を十分に理解した上で、適正な資料の作成を実施すること。
- (5)情報連絡業務
 - ・遅滞ない情報の連絡、適正な安全確認を実施すること。

19

堰・排水機場等管理支援業務

業務の目的

堰や排水機場等の適正な管理を図るため、操作の支援及び点検業務等を実施します。

業務の具体的な内容

- ◆ゲートの操作支援
 - 夜間・休日を含む出水時の迅速な対応、操作に必要な気象・水文データの収集、報告、整理及び稼働実績他の月報及び年報の整理等を実施します。
- ◆施設の状態監視
 - 監視カメラ、堰柱、ゲート、管理橋及び橋脚他の施設監視、水位データ及び上下流河道等の環境状況の監視、管理所内電気機械設備等の状態監視を目視により実施します。
- ◆施設点検
 - ゲート、管内電源設備等の点検及び記録の作成、整理を実施します。



状態監視



データ監視



電気設備点検



状態監視

「堰・排水機場等管理支援業務」の業務内容

2. 堰・排水機場等の管理支援の具体的な業務内容①

- (1) 管理対象施設の操作規則又は操作要領(以下「操作規則等」という。)に基づき、堰・排水機場等の操作支援を行う。なお、実施に当たっては、操作技術の習熟に努めるものとする。また、操作規則等に定める洪水警戒体制の実施に該当する時には、調査職員との密な情報連絡に努めるものとする。
- (2) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。
- (3) 堰・排水機場及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、次の事項について目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行うものとする。
 - ① 堰・排水機場等本体及びその周辺の適正な管理に関すること。
 - ② 管理設備における計器類の異常に関すること。
 - ③ 施設の湛水区域または影響区域の適正な管理に関すること。
 - ④ その他以下の緊急事態に関する事項。
 - ・操作機器及びその他機器の異常が認められたとき
 - ・その他災害発生防止のための措置が必要と判断されたとき
- (4) 施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。
 - ① 操作記録、目視による点検記録及び出水記録。
 - ② 監視状況等の記録。
 - ③ 補修履歴の記録。
 ※記録紙の整理。必要に応じて電子記録媒体も行う。(記録紙等消耗品類の在庫管理も含む。)

21

「堰・排水機場等管理支援業務」の業務内容

2. 堰・排水機場等の管理支援の具体的な業務内容②

- (5) その他(必要に応じ付随する)
 - ① 施設内の軽微な清掃及び施設周辺の除草。
 - ② 施設の操作規則等の改善に関する検討。
 - ③ 周辺地域における内水等による被害発生時の初期段階の被害概要の把握、報告書のとりまとめ。
 - ④ 水位予測システムを用いた水位計算。
 - ⑤ 施設の操作に伴う警告放送、警告装置の稼働状況の確認等。
 - ⑥ 施設の操作に必要な河川巡視の補助。
 - ⑦ 施設見学者への説明補助。

22

「堰・排水機場等管理支援業務」の業務実施の達成目標

3. 達成すべき目標(実施要項 1.2.1)

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

- (1) 施設の操作支援
河川法、河川管理施設等構造令等の関係法規及び各管理対象施設の状況を十分理解した上で、各管理対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、直ちに調査職員に正確に報告し、指示を受けること。
- (2) 操作に関連する情報の収集と発信
操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。また、管理技術者を通して、調査職員との情報連絡を適正に実施すること。
- (3) 目視による施設の点検及び施設周辺の点検
管理対象施設及びその周辺について、目視による点検やCCTVカメラによる監視を適正に実施すること。また、異常を発見した時には、調査職員に速やかに報告すること。
- (4) 施設管理に係る記録、資料の作成
上記(1)～(3)における点検記録や操作記録、出水概要等に関する資料の適切な作成と保存を実施すること。

23

公物管理補助業務(河川関係)の業務実施のための参考図書

4. 主な参考基準等

業務の実施にあたって、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、以下の基準等を参考に、適正な履行に努めなければならない。

- ① 地方整備局河川巡視規程
- ② 地方整備局河川巡視マニュアル(案)
- ③ 地方整備局出水時堤防等点検要領
- ④ 地方整備局河川関係地震災害緊急調査マニュアル(案)
- ⑤ 地方整備局河川許可申請対応マニュアル
- ⑥ 地方整備局河川管理施設等構造審査要領
- ⑦ 地方整備局水門等点検要領
- ⑧ 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)
- ⑨ 堤防等河川管理施設及び河道の点検要領
- ⑩ 樋門等構造物周辺堤防詳細点検要領
- ⑪ 堤防等河川管理施設の点検結果評価要領

24

公物管理補助業務(河川関係)の業務評価

5. 業務評価

業務の目標達成状況の評価については、「地方整備局委託業務等成績評価要領」(平成23年3月28日付け、国官技第360号)及び「委託業務等成績評価要領の運用について」(平成23年3月28日付け、国官技第361号)にもとづき評価する。

25

公物管理補助業務(河川関係)の業務実施場所 (国有財産の使用)

6. 業務の実施場所

業務の実施にあたっては、発注者の庁舎等で行うものとする。(状況により、個別に設定する。)発注者は業務委託契約書に準じて契約を行うこととし、庁舎内で業務を実施するには下記条項を適用する。

- (1)受注者は、発注者が貸与する庁舎等を無償で使用することが出来る。
- (2)庁舎等の使用に係る光熱費等の負担は、受注者と発注者で協議して定めるものとする。
- (3)受注者は、(1)に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (4)受注者は、故意又は重大な過失により庁舎等をき損又は滅失したときは、発注者の指定する期間までに代品を納め又は原状に復し若しくは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者で協議して定めるものとする。

26

公物管理補助業務(河川関係)における成果品

7. 成果品

(1) 報告書

受注者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

- ・実施した業務の内容
- ・その他必要事項

(2) 成果品

業務完了時に提出する成果品は、以下のものとする。

- ①(1)で提出された報告書
- ②業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。
 - ・業務実施にあたり留意すべき点
 - ・業務完了時における実施状況

27

公物管理補助業務(河川関係)において 受注者が負う可能性がある主な責務等

8. 受注者が負う可能性のある主な責務等

(1) 罰則等

①次のいずれかに該当する者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ・「法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者

②法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

28

平成30年度
道路許認可審査・適正化指導業務
(道路管理事務業務)
(特殊車両審査業務)

中部地方整備局 道路部

目 次

1. 業務の目的
2. 連絡系統
3. 業務の内容
4. 業務実施の達成目標

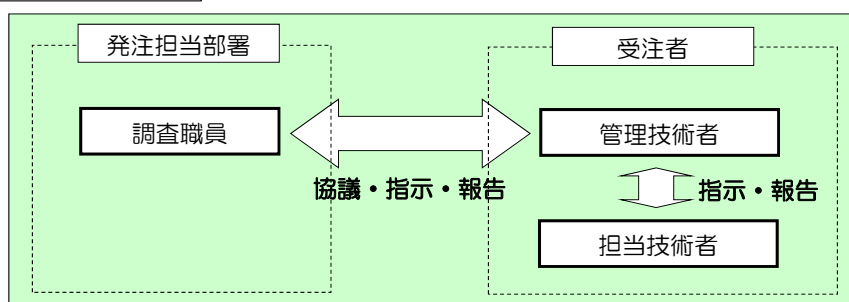
道路許認可審査・適正化指導業務

1. 業務の目的

中部地方整備局の道路関係事務所管内において、道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るため、各種申請等の審査・指導及び道路の不正使用・不法占用の指導取締り、関連する調査や資料整理、現地調査等の補助的業務を行うものであり、円滑な行政手続き等により適切な道路利用を推進することを目的とする。

道路許認可審査・適正化指導業務

2. 連絡系統



業務の遂行にあたっては、指示及び承諾行為は受注者の代表者（以下「管理技術者」という）に対して行うため、実施する作業員（以下「担当技術者」という）は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

担当技術者から報告を受けた場合は、管理技術者は、速やかに調査職員にその内容を正確に報告する。

道路許認可審査・適正化指導業務

3. 業務の内容

1. 許認可審査業務

1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等



【書類審査状況】

①道路法（第47条の2を除く）に基づく以下の事務に係る申請書類の受付及び審査（現地状況あるいは情報ボックス等の埋設状況の確認等含む）、書類作成並びに実施状況の確認を行い、その結果を報告する。

- a) 道路法第24条に基づく道路工事施工承認に関する事務
 - ・歩道切り下げ工事をはじめとする乗り入れ工事等
- b) 道路法第32条・第35条に基づく道路の占用の許可及び第39条に基づく占用料の徴収に関する事務
 - ・電柱、水道管、下水道管、ガス管及びその他の工作物・物件・施設等の占用物件
- c) 道路法第39条の2に基づく道路の占用及び入札の実施に関する指針策定に関する事務
 - ・利用ニーズの確認等
- d) 道路法第22条、第58条に基づく道路損傷復旧に関する事務
 - ・交通事故等により道路に損害を与えた場合等

道路許認可審査・適正化指導業務

②道路境界明示、確認に係る現地調査、審査等について、国道区域（用地）と民地の境界における資料調査・現地調査を行い、境界を確認し、報告する。



【現地調査状況】

③道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可申請書に係る受付、特殊車両通行許可申請書の通行経路・通行車両等の確認及び許可条件付与等の審査、電算機への入力、書類の作成・整理等を行い報告する。



【申請書類の確認状況】

④取付協議に係る受付、審査、実施状況の確認等について、他の道路が取り付くうえで必要となる、事前打ち合わせ、協議書の受付、審査（現地状況の確認等含む）、書類作成並びに実施状況の確認を行う。

⑤その他道路管理上必要となる各種業務について、河川、砂防及び鉄道等の占用・使用更新手続きの書類作成や沿道開発に係る都市計画法第32条の協議あるいは沿道掘削の事前確認を行い報告する。

道路許認可審査・適正化指導業務

2) 苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会

道路管理に関する苦情申立（相談者）等に対し、内容確認を行い、必要に応じ申立者等と現地の状況把握を行い報告する。

3) 許認可審査に係る各種台帳、台帳附函等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。



【道路台帳の修正】

4) 災害時等緊急時における業務

地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時において、上記の1)及び2)に係る業務について対応するとともに、道路管理に関するデータの収集や外部からの連絡を記録し、調査職員へ報告する。また、調査職員の指示等を関係機関等へ連絡するものとする。

道路許認可審査・適正化指導業務

2. 適正化指導業務

1) 道路法に基づく指導取締り等

①道路の不正使用、不法占用に係る指導取締り

道路区域内における未承認工事、不許可看板などの不法占用物件又は放置自転車等の状況把握、対象者への道路法等の関係法令の説明及びそれらの記録を行い報告する。



【放置自転車等の状況把握】

②特殊車両の通行に係る指導取締り

特殊車両指導取締りにおいて、対象車両の諸元（重さ、長さ、高さ、幅）を計測し、車両運転手が携帯している通行許可書との内容を照合し、車両制限令に違反している場合はその状況を関係書類に記録し報告する。



【指導取締り状況】



【通行許可書との照合】

2) 適正化に係る各種台帳、台帳附函等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。

道路許認可審査・適正化指導業務

4. 業務実施の達成目標

1. 許認可審査業務

- 1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等
 - ①道路法に基づく申請書類の受付及び審査、書類作成並びに実施状況の確認にあたっては、関係法令、通達、業務発注担当部署の指示等を十分に理解し、適正に実施すること。
 - ②業務の実施にあたって、申請書類等の内容を十分に理解し、現地の状況を精通しておくこと。
 - ③管理技術者は、原則として、行政手続法第6条に基づき定められた標準処理期間*1内に処分（決裁）が行えるよう調査職員へ審査終了の報告を行うものとする。
 なお、補正指示～訂正が完了するまでの期間、道路法第32条第5項の協議を行い回答があるまでの期間、道路法第47条の2に基づく審査により個別協議を行い回答があるまでの期間等については、標準処理期間には含まれないが、標準処理期間内に補正指示、協議を行った上で現状を調査職員に報告するものとする。
 また、標準処理期間の定めのない業務のうち、道路境界明示、確認に係る事務については、受付後2週間以内に資料調査、現地調査を終了し、調査職員に報告するものとする。

※1：道路法第24条、32条、91条第1項によるものは2～3週間
 道路法第47条の2によるものの更新は2週間、新規・変更は3週間

道路許認可審査・適正化指導業務

- 2) 苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会
 道路管理に関する苦情申立等を受けた場合は、真摯な対応により業務の履行に努めるとともに、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
- 3) 許認可審査に係る各種台帳、台帳附函等の整備
 許認可審査業務に関わり把握した道路台帳及びその他道路管理上必要な図書類の不整合等は、点検、修正等を行いその結果を調査職員に報告すること。
- 4) 災害時等緊急時における業務
 災害時等緊急時においては、速やかな対応に努めること。

道路許認可審査・適正化指導業務

2. 適正化指導業務

- 1) 道路法に基づく指導取締り等
指導取締りにあたっては、道路法等の関係法令等に基づき状況を把握し、違反している場合は、それらの状況を記録し調査職員に報告すること。
- 2) 適正化に係る各種台帳、台帳附函等の整備
適正化に関わり把握した道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の不整合等は、点検、修正等を行いその結果を調査職員に報告すること。

3. その他

業務の実施にあたって、担当技術者から報告を受けた場合は、管理技術者は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。